

津幡町印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 1 日

石川県津幡町長 吉 田 克 也

津幡町条例第 1 9 号

津幡町印鑑条例の一部を改正する条例

津幡町印鑑条例（平成元年津幡町条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の見出しを「（証明書の交付申請）」に改め、同条第 3 項中「ときは」の次に「、本人であることを確認し」を加え、「印鑑登録証明書」を「証明書」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項本文中「前項」を「第 1 項」に改め、「をいう。」の次に「以下同じ。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）」を加え、同項ただし書中「ただし、」の次に「当該個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書に記録された」を加え、「利用者証明用電子証明書を」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書を」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 町長は、前項の申請があったときは、印鑑登録原票と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に証明書を交付し、印鑑登録証を返付する。

第 1 5 条の見出し中「印鑑登録証明書」を「証明書」に改め、同条中「個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を利用することにより、」を「次の各号のいずれかを使用することにより、自ら」に、「で印鑑登録証明書の」を「を利用し、証明書の交付を申請し、その」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書であって、個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているもの
- (2) 電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する移動

端末設備であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている電磁的記録媒体が組み込まれているもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。